

「おきなわ食材の店」登録要領

第1 目的

沖縄県産食材を積極的に活用する県内飲食店等を「おきなわ食材の店」として登録することにより、県民及び観光客等へ県産農産物についての理解促進を図り、地産地消の推進及び消費拡大に資することを目的とする。

第2 県産食材の定義

本要領における県産食材とは、沖縄県内で生産された農林水産物とする。

第3 登録の対象店

「おきなわ食材の店」の登録対象店は、県内で1年以上営業している飲食店及び宿泊施設、料理品小売店（仕出弁当屋・惣菜屋）等で、県産食材を積極的に活用する店舗とする。

第4 登録の基準

登録には次の要件を満たしていることを必要とする。

- 1 年間を通して、提供しているメニューの半数以上が地産地消メニューであること。
- 2 地産地消メニューとは、県産の食材を半数以上使用したメニューとする。但し、特定の農林水産物を専門に取り扱う店舗においては、その専門に扱う農林水産物が県産食材となるメニューであること。
なお、加工品、調味料は、食材数に含めないものとする。

第5 登録の方法

1 登録申請

- (1) 登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、「おきなわ食材の店」登録申請書（別紙様式1）に必要事項を記入し、沖縄県知事（以下「知事」という）に申請するものとする。
- (2) 申請者は飲食店の経営者とする。
- (3) 申請は店舗ごとに行うものとする。

2 申請期間

申請は年1回とし、期間は別に定める。

3 登録

- (1) 知事は、第5の1の（1）に基づく登録申請があったときは、第4で定める登録基準に基づき審査し、適合した飲食店を「おきなわ食材の店」として登録するものとする。
- (2) 知事は、必要があると認めるときは、提出された申請書の内容について、現地調査を行うものとする。

4 現況確認

- (1) 登録を受けている店舗は、毎年、事務局からの現況確認に回答するものとする。

第6 登録証の交付

- 1 知事は、第5の3により登録した飲食店に対し、登録証（別紙様式2）を交付するものとする。
- 2 登録に該当しない者に対しては、別途その旨を通知するものとする。

第7 登録店の普及・啓発

- 1 知事は、登録飲食店を県のホームページ等で紹介し、普及・啓発に努めるものとする。
- 2 知事は、地産地消等関連イベントにおいて、登録飲食店の積極的な活用に努めるものとする。
- 3 登録店は、登録制度の目的を踏まえ「おきなわ食材の日」や農林水産物記念日におけるイベント・フェアの開催など、各店舗の特色を活かした啓発活動に努める。

第8 申請内容の変更

登録店は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに「おきなわ食材の店」登録内容変更届出書（別紙様式3）を作成し、提出するものとする。

第9 登録の辞退

登録店は第4の登録の基準に適合しなくなった場合、登録の継続を希望しない場合、又は廃業する場合等においては、「おきなわ食材の店」登録辞退届出書（別紙様式4）を知事に提出するものとする。

第10 登録の取消

第9に基づき登録店から登録辞退届出書が提出された場合、現況確認の回答がない場合、申請書の記載内容に虚偽が確認された場合、又は登録基準に適合しないことが認められた場合、知事は、登録取消通知書（別紙様式5）を交付し当該飲食店の登録を取り消すものとする。

第11 現地確認

知事は、登録された飲食店について必要に応じて現地確認を行うことができるものとする。

第12 事務局

「おきなわ食材の店」の登録に関する事務は、沖縄県農林水産部流通・加工推進課が行う。

第13 その他

この要領に定めるものの他、「おきなわ食材の店」の登録に関し必要な事項が生じた場合は、知事が別に定める。

附 則

- この要領は、平成21年2月4日より施行する。
この要領は、平成23年4月21日より施行する。
この要領は、平成24年4月26日より施行する。
この要領は、平成26年4月10日より施行する。
この要領は、平成27年6月19日より施行する。
この要領は、平成28年7月1日より施行する。
この要領は、平成29年6月13日より施行する。
この要領は、令和元年6月28日より施行する。
この要領は、令和2年6月17日より施行する。
この要領は、令和3年4月14日より施行する。
この要領は、令和3年11月8日より施行する。
この要領は、令和4年7月1日より施行する。
この要領は、令和5年4月14日より施行する。